語箋

831
合
60
13

な、ら

奈良

奈良

奈部

良部

ガラス使用

な

ナ

ナトリクサ 名取草（花）牡

なら柴る（花）

ナルカミ 鳴雷月（花）

なきおごん（散信

ちぶさし（散注

と、

ノー

すの

そり

ナゾヲ 並

「ナデ ナデ ノ ヨノ ヒトニ スグレ奴ん モノ」

「サウタイ「ウウムイ

ナド ノ キクサ ガ カレタ」ワタノシ ナガ

レツノ コト デ ハナイ

ナド・ナト・ナトテ

ナガラ 副 ハナハ ミナガラ アルク」アメハ

アリナガラ 日ハテル」ハバカリナガラ」

セカシ ナガラ」フタリナガラ」ウヘレ

ナガラノ カタワ モノ」カセ タイギク

ネナガラニ フキヌキ」「司、

ナガラリ 副 ナガラリ ウヴライ ミシタ」

ナイ、ナキ、ナシ、無 形 ミラナイ」ワカラナイ」

ソウ デハ ナイ」ナイデハナイ」

ナイナラ ナクテモ ヨイ」ナイナ

ナイデ」ナイ モノ ホシイ」ナイ

モノハ ナイ」アルカ ナイカ シレ

ナイ」ナキニ しも ナッピ ナッテ

の幻の塔まある

」ちぶる

てのあべる

げこのうつハ

てるい早苗

大正 4.2.15 購求

カナシム モノ「ムナノニテ イケナイ」

ナジカハ、ナニカハ、 ナニカハ コレヲ ヨロコビ

ガラム」

（ナカ）中 名 （ナカバ）半 名

ナカナカ 中中 副「カヘッテ」「ナカナカ」「ヂツニ」

ナカンヅク 就中 副 ナカンヅク コノヒトガ

ハタラキ「ヲミ」ナカンヅク コノ ミナ ヨド

ニソロ」

ナカニモ 副 ケダモノ オホクアル ナカニモ、

イヌ ガ ヨク ヒトニ ナレム

ナカラ 半 名

ナカラン ソノ カヒ ナカラン」

ナカレ ヒト シコロス コト ナカレ

自 ナカリ、ナカル、ナカッタ、 オモフ タヨリ イメツ

「ナカッタ」「ナカラ」 ナカラン ノチ ノチノ

ウレイ ナカレ」

ナカリヤバ「ナケレバ」

ナ

（ナトリグサ）名取草（花）牡

なら染（花）

（ナルカミ）鳴雷月（花）

なきおごん（散

ちぶさし

ナケレバ サケガ ナケレバ チヤデモヨイ」

接 ナケレドモ

形ノ ナキ 無 [illegible] アト」 ナキハ」ナキガラ」

ナキ「ダイ」ナキビト」

形 ナイ 無 ナイモノ」ナイザムライ」ナイヨ」

ナイガイ」デ ヲナヲテ アラビ こえん」

名 ナイナカ ナイナカ シラヌ ナイナカ イヒ

ダシテ ヨミヅタ」「ナカナカ」カヘッテ

名 ナメラカ 「ナイ」

ナミ 並 ナミノヒト」ナミヨリ 大キイ」

ナミノ シナ デ ヨザリ ニナ」ヒト ナミニ

アラズ」ナミナミ」ツキナミ」ヒトナミ」

同 ウレイ 同 ネ 同 アメリニヘ

形 ナミナミ 並並 ナミナミ ナラヌ」

ナミメリ 同ルベシ 同ダロウ

ナシ ナカナリ ナリナシ ノチニモ オモヒ

「ダシ タベ」」ヨキ ト思ニ ウツリナシ」

りの物の数なる

ちぶさ

てのあべる

げこのうへ

そてる早苗

帝国図書館蔵

大正 4.2.15 購求

ナ　中方　ナ　ナ

カナハヌモノ」ナノニテ　イケナイ」

日ハヤヨモアケナミ」「ガナゲクコヽロヲ
ヒトモ　モラナミ」
ナミ　「ソウ」コノコト　イヽモアリトナミ」
ミヅニナシ　ウリケん」カゼノオトニナミ」
アリケん」
ナミ何　ナンドモナミネ」ナンゲウ」オミヘノナシナント
「シレ」ミ「ミ」コレハナントイフモ」ヲ
ナヽメ斜　―ニキ」「スヂカイ
副ナヽメナラズ不斜　キエウー」
ナンダ「ナニデアル」アノサウギハナンダ」
ナニデモ「ナニデモ
感ナニドモ
ナンズ「ナトスル」ヽセウ」シナンズ＝シナントスル」ウレナイナンズ」ウレナイナントスル」
作ナミ何　コレハナミ」ナミヲシナイカ」
ナミ[illegible]コトトイフ」ナニヒトウト
[illegible]」「ナニ[illegible]セ」
ナニビト何人　―ノ」
ナミブン何分　―ヨロシク　オタノミやまそ」

同ドウヅ　同ドウモ
ナニデ　コレハナニデゴザラウへぞしタカ」
ナニデゴザリ[illegible]」
ナニデモ　―ヨロシイ」
同ナニガナ　同がさ
ナニガナテ　―オヤスイ　ゴヨウ　デゴザ[illegible]」
ナニガし何某　ムカしノなにがし」
ナニゲナシ無何気　ナニゲナイ―ニ」
ナミゴト　カノハオリハ―ゾ」―モ
ナイ」―カアルトミエん」―がアんノダ」
別ナミカ　―ニヨラズ」
―シリ〈セ」―ヨウカアんカ」
―ヨイモノガアリサウナモノダ」
―セワシイ―」―ハモッテ」―ノセワヲ
スん」―ノコトデデキツそん」
ナニクレ何呉　―トイソガシイ」
別ナミモ　―カモシッテイル」―ナイ」キモノモ
―ドロダラケニミえタ」―ミエマセヌ」

十

ナトリクサ　名取草（義）牡
なら柴ヶ（義）
ナルカミ　鳴雷月（義）
なきおごん（散儀
（散儀
とい、
ちびてし
ハー
すのし
そく

山ちむ
てのあべら
げこのつハ
そてる早苗

帝国図書館蔵

大正
4.2.15
購求

ガラス使用

帝国図書館蔵

十

ナトリクサ 名取草（花）牡

ならのはな（花）

ナルカミ 鳴雷月（花）

なぎおごん（散住）

ちぶさ（散住）

カナハヌモノ「ナノニテ イケナイ」

「ーナニモノ」「ーダ」「ーノ之乞 ロガミヤアリ

約 ナニ 「ーケモ」

ナニ 「ーヨラズ」「ーモナラヌ」「ーモセヨ」「ーモシロ カナイ サウナ モノダ」

ナニノ 「ナニノ」

副 ナニサておき 「ーヨコト大思ハレズ」

ナニニ

ナニト 「ナニト」「ーイフテモ カナイ「セヌ」」「ーナク」「ナセ」

「ーセウ」

ナニトヤ

副 ナニトモ 「ーナイ」「ーオモハヌ」

ナニトテ 「ーカンじヨロテハ オハレヌズ」

同 ナニトゾ 「ドウゾ」

ナニヤロ コノホド「ークラウ」ナレ ココロガカリ がきやニナ」

ナニヨリ 「ーケッカウ ナモノ」

副 ナニく 向「ナリナヌ」シニ「ー」[illegible]ネこニ「ー」

ナニく

ナニノ「ナニノ」「ーリャウダ」「ーヤリニモタヌ」

モノ「ーカノトイフテ オソクナッタ」

ナニラ 何等 「ーノユエニ」

ナゾ 何の 「ートラハシニナイカ」「ーヤクニタツ」

ダラ「ー」「ーウヘイモノハナイカ」

副 ナンデ 何故 「ーオソバニヤ」

「ーヨイ」「ーワルイ」リノ ヒカリ ツキ「ーダ」

明リモ ナホ アキラカ ナリ「ーダ」

ソノウヘ 尚又

接 ナホマタ 尚又

副 ナホモウテ 尚以

ナホく 尚々

ナホカラ 尚更

ナラバ アルナラバ リダサレ

ナラ さぞ「ヘユクナラ」「ーユクルナラ」

接 ナラビニ 並「ー木ノ見」 ワザニ

ナラデ 「ーおズ、レテ」 ホかニ ヨルナラデハ

ミエニモヒ コレナラデ ホカニハナイ

ナケレバ

山ちぞる

りきの玉ある

てのあべる

けこのうへ

てるな早苗

大正
4.2.15
購求

ガラス使用

カナハヌモノ」ナノニテ イケナイ」

二
エド ニ 君」ウミ ニ テルモ」ハコ ニ イレん」
アメノ フル ニ キタ」ウンジやう ショ ニ
ユリ」テン ニ ムカウ」ダイ ニ オク」カケシ
ノミ ニ キク」ハナレシ キト ニ イタ」
ヒト ニ イフテハ ワルイ」ガクモン ニ 示 ゴデリ
セセ」ナサケ ニ ホダサレ タ」ヒトノ テ ニ
レスん」
㊀ ミコト ニ」ステ ニ」ダイジ ニ」
㊁ サケ ニ ブダウ ニ ミカン ニ ソノホカ イロイロ
アん

ノ 之
㊀ ツキノ ヒカリ」ハナノ イロ」
㊁ ムダノ コト」ミコトノ ココロ」ヒヤノ サケ」
「トツノキ」
㊂ オスノ ナクノヲ ミ ユキハ
フツタ ノデ」アサザ シスノ ミ」
（間）ノオ 〔副〕 シ クシテハ タヽズ」オヤハ
（感）ナシ 無 〔形〕〔ナシ〕
ナクテモ ユハ リズタ」

（名）ノチ 後 ーノヨ」ーノ ソコ」コノ 上」ソノ 上」
ノチ 後 ドノ ヒト」ジリン
（副）ノチ キド 〔又〕
バチカタ 後刻、
ノドカ 長閑 一九 春ノ風」ヨ ニ クラ込」
（名）ノドやカ
（副）ミ 秀 ソレドナラズ」コレノミニアラズ」
タヾ ソレノミ也」 バカリ
又 〔サカリ又」キ又」フリ又」ツブ又」
又 〔副〕〔又ル〕トヨ ニ アマリヌルヒ上」
（副）シチ
（名）ヨヂ ヨチコチ
（副）ヨヂ チカタ、
（副）ホホヤ 少
オ先 〔副〕
（副）オリ〜 名

ナトリクサ 名取草 〔花〕牡
なら紫名 〔花〕
ナルカミ 鳴電月 〔花〕
あきおごん 〔散注〕
ちぶさし
〔散注〕
と
ソー
すのし
そ

の花を
ちぎる
てのあゝる
げこのうハ
そてるい早苗

帝國圖書館藏

大正 4.2.15 購求

ガラス使用

カナハヌモノ」ナクノニテ　イケナイ」

サ　コロサ」オカサ」イタサ」オモサ」
副 サれ　ハナヲミタサニユツ」
「シカ」サニアラズ」サハイ（已）
サハサモ（已）サハシラズシテ」サハナクテ」
同 サ　ゴザリマセヌノサ」サウサ」
同 サア　サアコイ」「イザ
副 サバカリ「サホド
副 サダカ　―ナルコト」―ナラズ」「タシカ
副 サガサカニ
名 サガメテ　「キ公
形 サホド　―イタリハオモリやうおりる
セヌ」―ニモナイ」「オバカリ
名 サイチウ 最中
形 サリニシ　―ヒト」―ヒト」「サニヌ」
接 サリヌ　剰ニシ
サリナモ

サリナテ　―ヒト」―コロ」ノイミ」―ニ
副 サん　ヨガテ　―ナリ」ナルモ」―コロ」

十

ナトサクケ 名乳子（乳）牡
なら紫ら（乳）
ナルカミ 鳴電月（乳）
なきおごん（散佳
ちゞかむ（散佳
と、
ハーサ
すのし
そ

りの花の林とおる
山ちゞする
てのあげる
げこのうへ
そろひ早苗

帝國圖書館藏

大正 4.2.15 購求

十

名取草（ナトリグサ）（花）牡丹ノ異名

なら柴（花）夏草ノ名

鳴雷月（ナルカミヅキ）（花）六月

なまおごん（散遺）写香といへ、侍言 なまおごんといふことせの時ばかり香の名のなまおごん

ちぶりを（散遺）ちぶりつるげこのみわすりかぞ原てさやうのさかへうちやられ」、ちぶりとふ蕉に伝ふるをぶちぶりそとえ、又西北哀に要ツ流してのあぐるハーさするもちぶりそとひつべし、けこは家主に何方ある所にもけこのうへすのと手り、みわすりに風盤に、さやぶに神の名に家く神をのちて早苗とりやまぶすと清し、

カナハヌモノムナシテ イヤナ辺

帝國圖書館藏
大正 4. 2. 15 購求

(ナ)
之ヲ匊ト云ル 出四上四丁
名　ヲカ下二一五
名ト諱トノワケ 長三ノ七十

名ニ穿ノ了 貞二ノ四二
名ヲ取ヨリ徳ヲ取レ 長三三九
名ヲ唱ル法 洗六五
名ヲ忌 實ヲ不忌 武九七
名ヲ署シ用官使唐名 武一三四
名ニ何阿弥 貞二ノ四六 今二九九
名ニ千字 貞二ノ三八
名ニ何兵衛何右衛門何之丞何内何蔵何作ナト 貞二ノ卅六七

名ヲ聞テ仰ヲ推量ルヿ 徒七一
名ヲ安ラカニ付ルヿ 徒五十二
名ノ下ニ信隣ヲ居ヿ 也一三七

ナイ（ナイ）欝 和七ノ四丁

更六丁 うちわたりあるはしそくあまてつまにとくなしくなく 廿丁 むかしへもちちんと

又 ないしのくとも 類聚雑要 内記雑要

狭四 廿オ 宰相のきみこらんはいろそうありけはしはらん（内侍ハ表ト奥ニテ女ノアル方ヘハ出ニナクテハイラヌ也）

貞丈雑記四ノ下 四十二丁

内侍宣ト書テ（ダイジセン ナイジセン）如此二ッのよみ方ニテ心かはる也 官位ヲ叙任スル外記史内記ちから云役人のかゝる事也 是ハ蔵人頭ヨリ上卿ヘ下知して次第ニ下知する也 依って内侍宣と云云 蔵人頭上卿ヘ申させして書き蔵人方の出納小舎人なとゝ云役人を下知せらを内侍宣と云也（是ヲダイシセンと云也）又前に記す如ク長橋局ヨリ書テ出ス女房奉書を内侍宣りと云也（是ハナイシセント云也）官職難儀ニ見エタリ 蔵人ノ唐名ヲ侍中内侍ト云

貞丈雑記四ノ下 三十三丁

長橋局と云ハ勾当内侍の事也 女中之 女中ニ内侍司と云官あり 天子の御側ニて勤役之事頭を尚侍と云 其次ヲ典侍と云 其次ヲ掌侍と云 其の掌侍ハ四人あり 四人の内第一の掌侍を勾当の内侍と云 勾当の内侍の次ニなる役所の田舎を長橋局と云 残三人の掌侍ハ上三氏を付て[illegible]内侍 藤内侍なとゝ云 之四人の内侍ニなり玉ひ新内侍と云 勾当内侍勅をうけ奉りて出せる文を女房奉書と云 御門臣下の官位なとハ勾当内侍の承はりて上卿ヘ申侍る也 女房奉書のこと故内侍宣と云云

ナイカク 内閣 子ノ下 一一三〇
ナイケウバウ 内教坊 子ノ下 一一二二

ガラス使用

ナイ
内外 文三三 貞四ノ三三
内典外典 貞十五ノ四九
内封状 貞九ノ三三
内廋盤所 貞八ノ十一四四
内位外位 貞四ノ五七
内外兄弟 文一四六
内侍所神鏡焼損 後一五一
内務省（なかつかさ） 手函下一一二三
内侍所 後七七 ホシム第八オ
内侍所形（ヒ二ノ五オ） 〔一三七 小一三五〕
内侍宣 貞四ノ三四 五四八
内親王 貞四ノ五二
内竪（ちいさわらわ） 後七三 多ノ函下一一二二
内戚外戚 文一四七

内ヒノ字 ミキム廿一
内中務省ノ事 [illegible]
内論議 [illegible] 八月
内規次規外規 [illegible] 貞十三ノ廿九
内院中院外院 [illegible] 貞十三ノ廿四
内膳 日行廿五オ
内侍 日行二ウ
内教坊 ホシム第八ナウ
内宴 [illegible] 第十六二ノ廿三ウ
詳弁ナリ

、永長元年三月 [illegible] 内覧 [illegible] 若シ関白ナシ関ニ三公内覧 [illegible]

ナ
内稍 [illegible]
内侍宣 官職難儀 第七十三ノ廿五 内侍宣とハ 官位職を 豊下[illegible] 外記史内記にも [illegible] 其ハ職事[illegible]上[illegible]下知して[illegible]の宣旨[illegible] 内侍宣とハ [illegible] 上へ下 [illegible] 其 [illegible] 出納 [illegible] 内侍宣之 [illegible] 類[illegible]
[illegible] 内侍所 [illegible] 内侍宣 [illegible]
[illegible] 拾芥抄 [illegible]
[illegible] 餘[illegible] 内侍宣 [illegible] 書の [illegible] 物の [illegible] 抄説 書の [illegible]
師 [illegible] 〔餘抄〕〔新選〕既二 [illegible] 加冠 [illegible] 着 [illegible] 注 内侍 [illegible]
廟 [illegible] 女房人 [illegible] 不着 [illegible] 直 [illegible]
[illegible] 女房の内侍の [illegible] 今の [illegible] 内侍の [illegible]
[illegible] て出て大臣 [illegible] 内侍 [illegible] 或 [illegible] 人の [illegible]
を内侍宣と [illegible] ことあり

古

ガラス使用

⑥ 嬰ナヘ 和一ノ六才

鯆ハガハ 魚 和十九ノ三ウ

蚱蟬大セミ 和十九ノ十ウ

縄ナハ 和十五ノ三ウ

縄を綯ふ 新字鏡

縄くさ こく縄

ちの手すの偏 かのア川 新字二七

木四

十八 縄際ノ犬 貞十二ノ四ウ

縄目ノ色革 貞七ノ五二

那波為孝 野人ろく一そ

三のつれ人 縄暖簾 新選狂歌集 和二ノ七三ウ [illegible]

縄 張 和一ノ二六ウ 後度絶

縄目章 図 日本七ノ三八

圏四下廿オ なにかしや 某商估なりしかしそれぞれ名乗りては語らも ありける

然後の遍なる若紫男
何のなにそれ ひとつの毛

十二 何阿弥 今二九九 今二ノ四六
何寺何庵ニ鎮ず不付す 今十五ノ二七
何事に入々又其云元徒也
何がし寺 菩薩 余丈二オ

なにがしのいゑのつくりさましくちくるしあさん 札一ノ十三オ

なにがし 猿ガ大成三ノ十八オ
なにがし僧都 若紫三
なにがしのいけ 若紫巳
なにがし寺 若紫二
なにがしの寺 蓮月草 なにとかやいひしなにがしのさうとかいひしの寺の僧都の僧なりしてらら

未

あはせし 四左四ウ

あはせる 四ら四ウ

ナホシノ君モ 船十二丁十六丁

襴衫

寛 あまりつまぬのこりはいりめれハ汝の為の衣を給まれ

題 あまりつりけり秋のゆふをもゆけハ路をきはめつまぬ人こそあれ

因 新々家 あまりさりけり秋の山へをこえてくれハおもひ路をきはめぬ人こそあれ

定家 因証 あまりさりの後ことい人（読ミ玉）ことをもちえすとも見えしとそ思ふ

美くこ五五ノ七 久方のあまさハ左府 あまりくはふるくてあきをしはせ付

まりくハ心ノカレコレ思フコナク オツカナルヲ云

直物 （西宮記一） 祥ノ片 江次第ノ五九

、直衣文 直ナラノ卅六

ナホアラじ 東鏡四ウ

ナホ 直衣 文七九 、直衣 カトリノ一ー 又ヘ 二五（コヤカナル一ー 又ヘ 三三）

、直衣 武主 火ハ七 餝山廿三（るりの下 一ニ之）（ぬけん師るナハノミハ） 直衣ノ直衣 火ノ七

、直衣ノ名 火ノ五 直衣ノ直衣 直衣ノ

、直衣始 洗也 [illegible] 下十 、直衣 （まつ世一注 當代ハ直衣ニ赤色ナシ 春夏ハ花田 秋冬ハ 白キ計ニ上古ニハ赤色アリシナリ 紅梅 [illegible] 紅梅織）（紗直衣、柳色直衣、紅梅浮文直衣ナト見エ） 余戌ヒノ十六十三

直衣布袴 （[illegible]） [illegible]

、直衣直垂ノ直衣 住吉十五 、直衣寸法 [illegible] 秋柳、直衣[illegible]

、直衣姿 文三六 直衣[illegible] 直衣[illegible]

[illegible]物 長亮 [illegible] 桃野 四七一ノ八

天子直衣著御 直衣ナラノ卅八

大内裏 [illegible]

将軍 同

草体 同 三九

行書 家

直衣ハ雑袍ノ一也、故ニ家々勅免シ（称雑袍之）詳見ニ禁秘抄等ニ

直衣

貴人要須物ニ、直衣トハ、イカヤウナル物ニテ、イカ程ノ人着スルゾ候ヤ、答、貞丈答書ニ表ハ白ノ浮線綾有形異、裏ハ平絹、若年ハ紫、成長（次第ニウスク）ナシ、終ニ花田、是モ次第ウスク、又年老テハ（大略白ガゴトシ、後ニハ一向白ヲ用ルナリ、）自夏至秋ニ生（スヽシノ）文三重襷、若年ハ二藍、次（ニ花田、次第ニウスクリ深之、宿老ニハ白カヨトル、）裁縫ノ体制専ニ如位袍ノ、古ハ花族（精花通称）ノ公卿ト号、輙リ不許之、御簾中入立ノ近習輩之、其外ハ御侍読、或御乳父輩之、已上古記ニ見エタリ、（桃華蘂葉及ビ禁秘抄等、）但内々ニテハ着用アリシニヤ、古ハ殿上人ノ直衣モ有シナリ、今世直衣ヲ雖了、摂家清花ハ勿論、近習ノ人ニアラスト雖、其人ノ依先例ニ勅許アリ、

狩衣同
〃 布衣ノ條
〃 同
衣冠半直衣
〃 香ノ直衣
〃 直衣ノ布袴
此等ハ重衣部ニ載
〃 同一
狩衣同
〃

ホ

或稚姓ヨリモキ家ニハ、参議ノ時聴之、其外ハ
或納言ノ時聴之、或ハ三ヲリサル家々難勝
計、又禁色ト雑袍トノ制トハ各別ナリ、委別
ニ記之ヲ
禁色与ニ雑袍宣下各別ノ事、公卿補任ニ曰、藤原
兼頼萬壽三年二月九日聴ニ禁色ヲ、十月聴ニ雑
袍ヲ宣旨 于時右少将（王五柱上）
装束圖式下 直衣、童體ノ時ハ、白キ浮織物ノ直衣、
紋ハ小葵也、裏ハ濃紫、元服ノ後ハ、白キ志々
良ノ綾、紋浮線綾丸、裏ハ平絹、浅色ハ年齢ニ
従フ也、若年ノ時ハ紫、次ハ薄色、次ハ浅黄、老者
ハ志々良ナキ白キ綾ヲ用ル事ナリ、或ハ平絹、裏ハ
何レモ白キ平絹也、夏ハ縠、紋ハ三重襷、老者ハ

張平絹、或ハ薄物ノ紋ナキヲ用、丸紋ハ少年ハ綾ノ
勢少ク繁ク、成長ニ及テハ勢分大ニ遠リ居ル也
枕草紙 十ノサニオ 殿（道隆公）わたらせ給へり。あをにびの（青鈍）かたもん（堅紋）の
おさしぬき。桜の御なほし（直衣）に。紅の御そ三つばかり。たゞ御直衣に
かさねてぞたてまつりたる。按 直衣も直衣布袴（ホウコ）とて下襲を
用ゐることもあれど、それは只直衣斗なればなるべし、
又（四ノ二ウ）あはしのうしろまるところひとへ[illegible]

ガラス使用

⑱
あへぐ 四四段 記下 字鑑 和寒 韻三 山口上卅五丁
あへぐむ 四四段
あへトちえ 山口上三十五丁
鍋ノ 和三ノ十一丁
撥 和十二ノ十二丁
茴香して 樒木のおもて 新撰字鏡
ナベトリ 公家 茶 故卅八
鍋 玉二ノ九五ウ
茴色 衣色 蒼翔木 通藝 群書十二ノ五一
莕村りんめ 烈女ろ人一六
鍋墨 玉二ノ六四ウ
あへしと 宇治拾三ノ十三ウ 茄ノ鍋ヲ食ヘ共 みえぬそこをとりあげて食ひて
こゝにもえびくろうしてありて ありしとおもひて かきうちあげてゐる
なをそふるやうちる足の土ニ丈あるを三のあしもてくろ枝をさす
かめくのりくれ ⊕けい
鍋の弦みけをとゆる法 一話一言 十三ノ三丈 苟葉の形を新製鍋蓋みうつけて
蓋でして 羽倉 白水 先生 刻りける 葛葉を蓋とせしれハ

ガラス使用

紛らかしも[illegible]の十八[illegible]路の内をめぐりて[illegible]つくかゝる[illegible]はいかにそ
あと云ふ也

十七

名ニ五百引の埋木
若草よ

新紀 十ノ九丁
無端事（アトナシコト 古訓）

義男ニ楽之 今無何何れ（ナトヽ 古訓）

三善 朱鳥元年正月壬寅朔 詔曰朕問王卿以無端
事 仍對言得實必有賜 於是高市皇子被問
以實對 賜蓁揩御衣 ことある紀なり

因ほ寺 事記 並比 あのおもふこと まことみそれなつのこゝちぞやらんすの之なる
（玉ノ十四ノ十八丁ニ見エタリ）

十年

ナト

ガラス使用

ナリ

農（ナリビ） 和十五ノ四ウ
瓢（ナリヒサゴ） 和十ラ十丁

革

ナリ　成柄　武一二三
瓢（ナリヒサゴ）　日四二ノ四十ウ　徒大　大成三ノ三オ

ナリギリ　日一六六
大進ナリ一ヘリ　平生昌　枕一ノ七ウ

業平橋歌清阿　武八
躰仁　近衛天皇　保元　長治帝　内諱　ナリヒト
参考保一ノ五

なりさつ　袖中抄十三

（十文）

七日手ざらん衣 かはやしろ 川社

夫木十 七日ひこぼし

七日びハおくれあへん人方の一夜の川原に渡るつく （リつ几）

七日びの三日見集

その日ハくもりさらえん

をかいちやとくくれちんれ 秋上

こころこ 人のあふこころも七夜にやるらるもてそまつらん事へてる事ふりふうるを夜の ひちりる

三備 とりはらひつきる巌のたえれハ人花を一夜よそして生らん

ささ夜る猫の七星いつまでかあめのまつをハそらんとこそらん

ハ逢ふそあまびやうらふとうふぬ家中やまのなのまつの也

七日節会 まつ公年三十七才 仕次二ノ三

七日 忌帰 為子の記三ノ十五

ナリ

㊈

ちゝる四らや後

ちゝる四ら予後

ちゝゝ四ら下三段

雷公（ナルカミ） 和二ノ十

蜀椒（ナルハジカミ） 典薬式 本草 又和十三ノ十九丁

ナル　ちゝるべしノ丁 事 故かりに　鳴出ノ後 後ニノ五

ナヲ　鳴出物語（ナルミカタ） 明治十五年十一月 山田如春 江書 尾張名古屋人 六冊

数木集 ちゝるくる 鳴の声ちいつにおきるめの めでられきを見まくほしきの

ナワ　嗚呼 五二ノ八三ウ 振り太郎ころし 子あつ下 一一五ウ

ナゼントの数 高陽ノ一節を読ス 肥の語えそえ 東將学者 執法三編 二ノ七七

ナルトノ竟 後ニ鳴人トナル

ナル

いとゝふ〳〵しくもへちつるへきをあくまてたちやらよ
あ物〳〵とまるひあるくきもし のみて
狭四中四五ら
ナナい十四丶カニ之

古

ナシ

ガラス使用

（ナカ）

ながす 四 左四段

ながらふ 四 波下二段

ながむる 四 末下二段

ながるゝ 四 良下二段

ながめらるゝ 四 良下二段

なかくし 夜ノルイ 四口 下十八丁 図アリ

ながびく 四 加四段

霖（ナガアメ） 和一ノ三丁

ナガメ

天神（ナカミ） 和二ノ十一丁

仲父（ナカツヲヂ） 和二ノ十五丁

中指（ナカノオヨビ） 和三ノ七丁

長血（ナガチ） 和三ノ十丁

長鐔（ナカツエ） 和四ノ九丁

豹（ナカツカミ） 和十八ノ九丁

白頭翁（ナカクサ） 和十九ノ十八丁

心（ナカゴ） 和廿ノ卅二丁

轅（ナカエ） 和十二ノ三六丁

人丸 なかくてはるのすゞしき [illegible] つくあすも人に あひ [illegible]（た あひ 丸）

卅六人撰 兼盛 今も [illegible] の [illegible] ながながも せしのちまて [illegible]

猿 二下十六 ここに君ぞ ながめ [illegible]

[illegible] 中院 [illegible] つけしける [illegible] 経て [illegible]

ながびさして ひとも [illegible]

夫木 みの [illegible] のくもの [illegible] あかつきを

ありやる [illegible] しまの松をしめくる [illegible]

ふとせ [illegible] あの [illegible] 月の [illegible] [illegible]

清輔集 深草御代 [illegible] 沢辺に [illegible] なかし [illegible] よを

なかひとの [illegible] やまくらん 高光 [illegible] 稲の [illegible]

夫木 廿六 [illegible] [illegible] [illegible] のか [illegible]

あらきやめやまを

ナ

長刀（ナギナタ） 仕方 七丁
長襪 糸十三ノ十一
（ナカトリ）中取 糸十三ノ十一
（ナカハスノ）奈加弭乃 五ノ八オ
（ナカキヒノ）長春日乃 五ノ八ウ
長柄の銚子の 橋柱
[illegible]
ながとるの ふとのりこそ 神楽歌 七
[illegible]
[illegible]
ちょうの[illegible]
ちょうの[illegible] ちゃうり[illegible]
[illegible] [illegible]
ちょう[illegible] [illegible]
ちょうの[illegible] [illegible]
ちょう[illegible] （みのア 三角柏）
ちょう柏

長哥改訓謌ヲ讀テ、有爲无乱 見セ字 十五ノ廿四
ナガラタ 長唄 同下 一二八
ナカクミ 中汲 同下 一二八
ナカツカカレさら 中務者 同下 一二八
ナガト 長門 同下 一二三
ナカノヤキ 中野焼 同下 一二三
ナガモチ 長持 同下 一二三

長居は恐あり 俗諺 史記ニ 太名之下難ニ以テ久ク居リ一（蔡沢ノ部）
長柄橋 長柄河 河社一ノ廿
ながらへ 長存 片廂卅六

ガラス使用

中務内記 日記

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

長 [illegible]

ナカ

中臣 [illegible] 中巻ノ四 [illegible]

中臣祓詞 [illegible]

ナヨ

、中臣祓神　上五七

、[illegible]字　文二二一　笑百六中

、長烏帽子　長一　紫三ノ六三　松二ノ七ウ

長田豈経田豈　長三ろ一

、長柄橋　後一八一

、長唐櫃　貞十ノ四五

、長太刀　貞十二ノ廿一

、長頭巾　貞五ノ四七

、長橋局　貞七ノ三三

、長哥短哥　武四三

、長具足　貞十一ノ二ろ六十　小倭玉文　評四ろ十ノ廿八、武親記

長柄扇　紫一ノ廿六ウ　[illegible]　紀元一

長追　[illegible]　紫二ノ五九オ

二　貞十二ノ廿一

貞十二ノ八　盛衰記十三又廿　東鑑廿五又廿九

七ノ扇無ク長ク通ヲ[illegible]云

三尺余ノ刀ヲ執セシ　柄四尺余ニシテ　紫五ノ十三　持セシ　信長好テ

百人[illegible]ニ見エシナリ

長[illegible]　貞三ノ五七　四ウリ

、長上下　ノ了　紫五ノ廿巳

長念珠　紫二ノ五七オ

長毛　曲二ノ召廿八オ

、長櫃　十左上廿五　駒笑廿七

長甚平　紫上ノ廿三オ

長明　鄰云　[illegible]　上ノ千[illegible]

良暹　[illegible]

、長[illegible]　新花サ七

長ユニヒ星皆　ちく三ノ六三

、ちゞいあそろ　ハモ　紫六ノ四一

、長柄　長三ノ九

長篠合戦　合戦の屏風　三十七ち　[illegible]

、長柄傘　紫八ノ廿五

長柄銚子　紫七ノ十七

、長柄ぎり　紫七ノ三一

行[illegible]伊綱ハ[illegible]ノ錦ノ直垂ニ[illegible]ノ[illegible]ヲ着テ甲ハ着ザリケリ　[illegible]

、長物見車　中一三三

中務内記日記

紫三二四

中洗子

紫一ノ五四ら

ナ訓ア二

中細　手柄ヒ　貞下ノ八　紫六ノ四二

中文字草履　小一七七　京ニテスベサウリ　因幡ニテワラミゴサウリ

中結ル　酒ノ　紫七ノ十六

[illegible]　駒笑廿

ハミノ古着　紫十ノ五九

中ノ方結　[illegible]　第ノ琴ノ之

中黒　紫十ノ六

中子　[illegible]　貞十二ノ四

中数　[illegible]廿

中白　紫十ノ六

中段　[illegible]　ハ二郎　後[illegible]ノ[illegible]

中巻ノ図　武記一ノ廿六

中ノ戸　内一七三

流ニ枕元　[illegible]　[illegible]　[illegible]

、中臣祓神 上五七

、杵字 文二二一 琴百六中

、長烏帽子 長一 勿三ノ六二 松二ノ七ウ 、長上下ノコト 貞五ノ廿九

長田畳 短田畳 長三ノ一 長念珠 貞三ノ五七オ

長柄橋 後一八ノ一 長毛 曲三ノ三廿四オ

、長唐櫃 貞廿ノ四五 、長櫃 古左上廿五 雅笑廿七

、長太刀 貞十二ノ廿一 長裃 曲上ノ六三オ

長頭巾 貞五ノ四七 長明 鄭公 書 廣 止一千つら 良暹 [illegible]

長橋局 貞四ノ三三 長袴 新花つみ

、長哥短哥 武四三

、長具足 貞十ノ二又六十 少年[illegible] 詳 四三十ノ廿八、武勇記

、長伏輪太刀 貞三ノ六四オ 茎引モヨセノ名[illegible]長ノ通[illegible] 貞十二ノ九 盛衰記十三又廿 東鑑廿五又廿七

長組 貞三ノ六三

長巻 今一四二 貞十三ノ廿一 三尺余ノ刀ヲ鞘ナシ 柄ヲ三尺余ニシテ 歩立ノ士ニ持セシ 信長[illegible] 百人也[illegible]

長小三ノエボシ 貞三ノ五七四アリ

鰌 和十九ノ三 [illegible]

鮹 吉

鵜 [illegible]

中務内記日記 群三二四

行重ガ仲綱ハ[illegible]錦ノ直垂ニ[illegible]鎧[illegible]

長山上下黒皆 ちくミノ六三 長篠合戦合戦の屏風 三河物語 七号ちノ二

、ちがいあまさ ハモ 貞六ノ四一

、長柄 長三ノ四九

、長柄傘 貞八ノ廿五

長柄銚子 貞七ノ十七

、長柄ぎり 貞七ノ三一 長物見 事中一三二

中細 手拵ヒ 貞下ノ八 貞六ノ四二 中くぼ革履 小一七七 京ニテスベサウリ 田舎ニテワラミゴサウリ

中給ル 酒ノ 貞七ノ十六 十カスミ物 雅笑廿

中さしノ矢 貞十ノ五九 中ノ手結 [illegible]

中帯 貞三ノ六五 中数 雅花廿

中黒 貞十ノ六 中子 刀ノ柄ノ内ニ入ル処 貞十二ノ四 中皮 一二重記 ノ一二脚 後葉ノ三

中白 貞十ノ六 中巻ノ田 武池一ノ廿六

中ノ戸 内一七三 流ニ枕ス [illegible]

ガラス使用

、中国狡神　上五七
、杵字　文三二一　葵百六中
、長烏帽子　長一　夕三ノ六三　松二ノ七ウ　、長上下ノ了リ　夕五ノ廿
、長畳経畳　長三ろ一　長念珠　夕三ノ五七オ
、長柄橋　後一八ノ　長毛　夕二ノ三廿四オ
、長唐櫃　夕廿ノ四五　、長櫃　六十ノ上廿五　夙夜廿七
、長太刀　夕十二ノ廿一　長甚兵衛　夕上ノ六三オ
、長頭巾　夕五ノ四七　長門都志　長ク良遅ク廿ちら
長橋負　夕三ノ三三　、長蒔　みなみ
、長哥経哥　武四三
、長具足　夕十二ノ三六十　小作立文詳ナル十ノ廿八、武鞘記
、長伏輪太刀　夕八三六　長引　六百　モヨセノ夕十二ノ八　盛京記十三又廿　東鑑廿五又廿九
長組　夕三ノ六三
長巻　今一六二　夕十二ノ廿一　三尺余ノ刀ヲ鞘ニ納メ柄ヲ尺余ニシテ老人ノ十二持セシ信長好テ百人ホドニ持セシナリ
長小刀ノ五ずし　夕三ノ五七四ア

長ホユビノ黒皆　ちく三ノ六三
、ちぶいあやろ　ハモ　夕六ノ四二　長篠合戦　合戦の屏風　三ノ猪物揃ノ二　七品ちノ二
、長柄　長三四九
、長柄傘　夕八ノ廿五
長柄銚子　夕七ノ十七
、長柄ぎり　夕七ノ三一
、長物見車　十一三二
中細　手作し　夕下ノ八　夕六ノ四二　中文キ草履　小一七七　京ニテスベサウリ因幡ニテワラミゴサウリ
中給ル酒ノ　夕七ノ十六　中ヌミ物　馬装廿
中サシノ矢　夕十ノ五九　中ノホ結　夕ノ四十ノ五十ノ二廿三リ　夢ノ琴ノ之
中帯　夕三ノ六三　中敷　数花廿
中黒　夕十ノ六　中子　カウコ　刀ノ柄ノ内ニ入ル処　夕十二ノ四　中段　二雲記　ノ二ノ廿　後夏ノ金
中白　夕十ノ六　中巻ノ田　武記一ノ廿六
中ノ戸　内一七三　流ニ枕元　以元北一葛形　馬三

行なる仲綱に花ノ錦ノ直垂　兜子威ノ鎧着テ　兜も甲ハ着ケザリケリ　太刀ヲ帯テ　セリ引ニ

務内記日記　時二ノ二

盛一十五ノ十二

（十三）

鐺 和十九ノ三丁 清少納言集 いくとせも [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]

鯔 名吉 霊異記下ノ十丁ニ [illegible] 訓注せり 吉ハ [illegible] の本 [illegible] ボラ。イセゴヒ [illegible]

[illegible] 与久豆 [illegible]

十三 ナヨビ [illegible]

[illegible] 奈良作 [illegible]

中 [illegible]

中 [illegible]

中 [illegible] 中 [illegible]

中 [illegible]

中 [illegible] 中 [illegible]

中 [illegible]

中 [illegible] 中 [illegible]

中 [illegible] 中 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十四

鎖さし　和十九ノ三十

清少納言集　いくとせもあめつちとれのするといはおもてよつさこそいふを
かへりきてうれ外をつけておこせてうれハ
つむるなよくといひしハうれ外のふしをつとつる　ぬるそありける

ナカく言詞　日二百十

大和物語　増補考古画譜　九ノ四四アリ
語　蓍草集巻八　後撰集　寿

十三
ナヨビ
ショナクトゾ　日本木

奈良作　諸鳴門中將所引ノ一文
日本四八二之ヲ収ム

中ヒサ　日三九四　　號ニ矢的　近松作了　[illegible]
中ムサ　日三六十一　　中暮ノ日　[illegible]
中興　日三六十一　[illegible]　　中皮　[illegible]
中華　日三六一四十　　中華　[illegible]
中ナリ、尽　日六十一廿七　　中ノ也知　[illegible]
中納言　日六十一十二　　中ノ也　要救也
中詔　中キラ　日八十六　　中央也　[illegible]
御昔　日三百七　　御昔　十二ノ三
御帯　後一十二　　御堂　[illegible]
御侍十ノ　日六十一ノ三　　御おらたづね　[illegible]
御ち傍　[illegible]
御法　[illegible]
御法　日三百七　　御様　[illegible]
ごぞうぞく　[illegible]
御子中ノ[illegible]

（十タ）

なづさもる 以 ミタリ己證

世 以新古下 秋上 [illegible]もなつさふ舟の[illegible]いまあしやいつよなるらん

世 以新古下 羇旅 [illegible]（カキクラスナク）[illegible]よそひをのみへつゝなつさふ舟の[illegible]

なづさひ・義経記一ノ四ウ くらまへるありせりてしきけくるも なづさひきんもつけ
ふるの一るんをもまるせ きゆるの一方をも お[illegible]させ[illegible]

ナタ　ナヅナメノ丁 未

ナヅラカニ[illegible]心ニヤ

名言通キ廿 [illegible]二ノ廿三ウ

㊆あれぞも㊃十七度
刑公　位九二

十夕

ち

ちゞらや（ズ）四時下左
ちゞらる（ぞ）四時下三左
ちゞる 四時下後

紬蘇利 面図 蒼烏図局 二八

ちゞりし 紐ろミえるサ出ろノちゝりやう

ナゾ 謎 うつホ 一一三七

十レ

（ナツ）

なづくろ　四加下二段

なづる　四多下二段

なづさふ　四波四段

なづむ　四末四段

なづさはる　四良四段　神楽歌

［さいばら］夏引［四照］の［illegible］あつきをあらそてもあらそてれうつのやのあやの

そのうへにひくやうちてかまのかみをきつつや

［新撰］かきよりのとくいうかりされはかねをけのなつそそまつつあつかせつつ

ありきしてつくさうそてつくさに［四照］あつくさようとるかつ大あやきの枝のしたなる

なかのこそうれも

古本又［催］ニハ　なつさはまし（此ニテハ波四段之）

なつく　ハ加四段ノ

夏　和一ノ九丁

腦（ナツキ）　和三ノ二丁

棗（ナツメ）　和七ノ五丁

薺（ナツナ）　和十七ノ十三丁

夏蟲（ナツムシ）　和十九ノ十二丁

原蚕（ナツコ）　和十九ノ十三丁

菜採須兒（ナツミスコ）　万一ノ七オ

近代秀歌（定家卿之　群書八ノ本）　夏虫をよむるうちまりせるるあれとも　後撰ニ

八重むくらしけれる宿ハ夏虫の聲よりほかにとふ人もなし

これハ蟬と字にかうりされとも夏むしの夏むし　とよミ　いすへきかとはいふま

へきうや

夏ぐりの玉江の芦

夏かりの玉江の蘆　和ヶ抄

夏虫の身を徒に成せ　蛾と云

なつむし夏むしとよめり　螢の事と　只の虫にも

[illegible]のやしとろう　あの夏ちろ

夏卯子　かめ川社

莱梅山皮付るの

[illegible]

十五　駒公　往九二

夏扇　[illegible]図解[illegible]

十六　納蘇利　西図　発島図令　六ノ八

[illegible]　徒ろ

十七　納豆　夏ろり　太三ノ五一

夏ハよる　枕一ノ一オ

夏毛　太志ノ巳ハ　太五ノ廿九首　鹿毛ハ四月頃ヨリ〆ウ毛ヌケカカリ五月頃ハ黄色ニナリ白星アザヤカニ成ル（夏末ニ毛長ク赤ミサシテ色ヨクナリ八月頃ヨリ又毛ヌケカカリ赤ミヲヨクナリ冬ニ至ル十黒ミサシテ星モナク也ナリ）十五六七ノ人用

夏毛ノ秋ノケる　太志ノ巳ハ　太五ノ廿九首　夏毛ノ秋カケ名トハ秋ニ毛ヌケテ夏毛ハ長クヒ秋ノ新毛ハ短クニ（文リ名ヲ夏毛シムシリテノケ名シ）夏毛ヨ色コキ故十七ハヨリ二三十以上ノ壮年ニ着ルヘシ

夏衣　五一ノ卅八オ　万葉一ノ一、一万十三ノ十、万十ノ三、又八

夏川の象　五ノ二十ハオ

ナフトウ納豆　ろうろイト一ノ三一

夏ノ暁　往七

夏雨ヲ三ナカフベ恨ヲ　拾遺[illegible]二ノ六オ

夏ホ　鳴旅ノ分ゆ　拾遺[illegible]二ノ六ウ

夏神楽　[illegible]一ノ十　秋ノ集

ナ子

㊆

莫鳴菜（ナノリソ） 和十七ノ廿一

七の星さ人

七夕よ

秋の七草

十二緒

七の夜 よの中のめ

ちゝろ 蟋蟀 あの中のめ

七箇池（ナヽコノイケ） ここにも西方池 なにはのあしの

七夜のあそ ちゝの中ちゝ人のある

【年中行事秘抄】上廿三 七瀬御禊事 川合、一条、土御門、近衛、中御門、大炊御門、二条末、「後冷泉院御時隔月被行、是所七瀬御祓」耳敏川、川合、東滝、松崎、石影、西滝、大井川 所是也

【栄花】九 そら人にゆるさ 扇 かさ右房へまゐるの七つ骨ありてある扇

ぞくれうなりとものうちさま

【拾】扇もて故へ君かよをなゝひこのわをなくしたり そふことはたし

あはれふめやハ

テノ詞ふぶやあるな芸

【宇津保】俊蔭テ 七瀬のをすとし 父ゝとまゆる人にまゐる 北の方と共に

ある子めをもとめきてこ衆人と共をつくりつかれハ

【枕】へなゝつこのさやのくさ つてもて衣をかへるほうまして

それなり

松の葉、まゆまる常書 七の星をなゝつはなふぬ子ハ服なさすと云

余アり 筆を被負月の字よあの字ハいつもつみおりしませハ

服をなさなどて上云文を引て 七瀬ヨリ服アルサマニイヘルハ非ナリ

七瀬ハ服なくハ米ヨリ服アルナリ

十一口 魚子（一名紋） なゝこ 下二ノ二

七草 なゝくさ あつとられこノ廿七

七瀬ノ抜（日行サラフ）ヌサハラウ
七種考
農業雑誌百五
一ノ百四
七かきり（[illegible]）三字

ナヽクサ七種
まつり下二ノ二五

十六、不斜 日一ノ三九
七鉢（ナヽツ） 臣二ノ七七オ
七支頌（ナヽツヱ） 鳥サニ
七重（五）ウヘ白キ六 紅ノコキウスキ二カサ子 青キコキウスキ一カサ子ウスイロノコキウスキ一カサ子 ウ（下モ二七重ト云）
紅ノ單ハ 蘇芳ノ表着 萠木ノカウチキ
七種菜 類聚上

十、

七モヽリナルユミノしメ縄ニスリノ名ルニ達スルヲ直平ナ放 明春 集意 十五ノ五オ

ナヽクサノタカラ
七宝 三三ノろサもら

続世継 三ノ三オ 近衛院生し給ひ ゆへ あつる七人にてろもをこしらへて たつねさせ給ひて ゑくせのはそへて 矢 ひけりのそけ 五位の蔵人を

七草爪 おもとりれ三ノ十九

仏座下ノ
ちくこ伴ハ
五字ありかけ

なゝくさ 七種
芹（セリ） 薺（ナヅナ） 御行（ゴギヤウ） 繁蔞（ハコベ） 仏座（ホトケノザ）（田平子） 菘（スヾナ） 蘿蔔（スヾシロ）
御形（ゴギヤウ） 草名 おぎやうニ同じ 御形（オギヤウ） ハヽコクサ シ正月七草ニ用ヰルトキノ名
母子草（ハヽコクサ） 又ハヽコ、ヒキヨモギ、ハウコ、鼠麹草、モチヨモギ、
仏座（ホトケノザ） 鶏腸草（ケイチヤウサウ） シ春ノ七草ニ用ヰルトキノ名
カハラケナ（土器菜ノ義ナラン） 草名 地ニ就テ叢生ス 葉ハ円クシテ五六分長キ茎ナシ 春末 三五尺ノ茎ヲ出ス 茎長クシテ互生シ茎ナシ 穂ヲ出シ五瓣ノ小花ヲ開ク黄白色ナリ 此草ヲ春ノ七草ニ用ルトキハ仏座又田平子ト称ス 鶏腸草
田平子よ カハラケナノ一名 正月七草ノ時ノ称
言葉の泉云 なゝくさ 七種 まつ七種の菜、即 せりなづな
ごぎやうはこべ たびらこ すゞなすゞしろ
ごぎやう 御形 ちゝこぐされ
ほとけのさ 仏座 その葉ハ蓮華座ニ似たるより云
（かはらけな）[illegible]を はるのなゝくさに用ゐるときの名

ちけち ノ五丁
二段よへし

因ニいふ かはらけな
かはらける 土器菜 ほとけのざ たびらこ
または こくき 母子草 ひきよもぎ 鼠麹草 仙耳草
原野に生す 高さ六七寸 葉は すべりひゆに似
て 毛くかつ白きもの やきものゝあり 春のころ
黄なる花を開く 三月三日餅の中に交へて搗く
もの
かはらける 地につきて叢生す 葉は みつくれ 五六分もあり 五瓣
まして あらし
高く梢以上の説なれば 母子草は母子草をも 五形も かはらけなと号
仏の座として 七種の内に一名をかへて 六草とする
それは五形は 母子草 仏の座にして 田平子は かはらけなの
二種と見えて かはらけなの下の 仏の座を削去るべし

（十ラ）
あらむ 四左陸
あらもと 四左罹
あらはむ 四左罹 廿四
あらはまる 四左下三陸 国紅
あらふ 四陸罹陸
あらぶ 四陸罹陸
あらぶる 四陸下三陸

楢（ナラ） 和廿ノ廿丁
鑰（ナラシ）劉 和廿五ノ八丁
ならの京の古の例 [illegible]
ならの大仏 [illegible]

慶運法師 いつまでもん ならぬ思ひ[illegible]て 誰か知る
宗行教 三ノ五ウ あら玉を つきて ひかりにもられる[illegible]
髪をふりかけて あるあきまし[illegible]で くるめき
なとるいとく（屁ヲヘルこ）[illegible]
堀川院 国散下ノ五ウ
ならの散をやしろ散 ならの[illegible]
ゆめることをならのやしろをこふりくとても あはせ（なら散）よくくちりける

ナラ 奈良 御供紙 貞七ノ廿七 奈良茂 町人名人
奈良紙 貞十七ノ三八 奈良義成妹 弥生 一才
ならを 貞十五ノ10ウ 楢柴 長三ノ五

ならのとろは
奈良 ヘンハ ニテよし

奈良ノ彫物師ヲ以テ 近衛ノ論評ヲ附考ス 図 幕 二ノ六八
ならのうきへ 兆申事十三

（十ム）
なむる 四麻下彦
男女の中をもなむる郷 あの乃ある姫二云
蒲田考を
さらく山飲言 此ノ郷ノ度
南殿ノ茅さえ 此ノ郷の
小尺ノ吹らる

新撰朗詠集廿丁 雁ノ条 洋（イカルし）鶴（ナミくトスル）飲二宿ル 白
（舟江客）江柳影寒シ新西地寒潮

ナム・田刀子 歯ヲ流ん 今三七こ
だん ト 云ヘ 日一八七

ナンボウ 安宅諺 ナンボウ貝カモナキフミテハナキカ
ナンボウハイカニモノ意ナリ 此上モナキノ意ナリ
（餘二）

モブスリ 南部陸 …一二五三
南部馬東来 郵便報知 五三七四号
此斯馬ノ種ナリ
鬼首モ同じ

南鐐 良五ノ七
南近 良五ノ八 長三三三 小一六六
南庭 良十五ノ八
南天 長三ニ 良十ラノ八ナ 良十三ノ三七
南殿 浅六六 良七ノ七八 其枕上十六ウ八
南朝紀傳 南方紀傳 浅五十五
納戸構 良十四ノ五
南朝ノ皇胤 南北 …七十八

南海流浪記 …三三〇 …
南殿ノ桜 …一一五二
南殿ノ桜 …
南殿ノ桜ノ宴 …
楠公菊水衛章 続三ノ五
ナンド 新撰十六 …一一五三
南朝ノ皇胤 … 三編四ノ三 … 二六七

十二ノ

ガラス使用

南ニ方　鍬ヲ云　頻附云オ　萬葉ホモ　ミヨ[illegible]　[illegible]　十ム　れ
南花ノ箋（往ニ）。
南無　片扇（廿三）

軟障ノ圖

（大小無定横任意格好如是也）
（へり四方紐表裏折返シテ在）
（中白綾ナリ）
（高松之画或ハ鷹馬狩彩）
（色高松軟障狩軟障）

和名抄云本朝式云軟障一條云云（ト云）
源氏物語きちやうのそ云ぜんちやう云〻
細流云きいろて障子のあとやうなるものなり
修子本ハぜんちやうとあり本なりせぢやう
（とゝうもい云〻）

大饗雑事抄ニ云
軟障事
面ハ生絹ニ唐繪ヲカク縦様ハ三尺七寸（定）鐵横ハ八
六幅ナリ上下左右ニ綾ヲ紫ニ染テ縁ニ付ク其廣
ハ六寸八分（定）鐵白縁ノ絹ヲ裏ニ付ク縁ノ裏ハ紫ノ練
絹ナリ紫ノ綾ヘリトヲ一寸計ニタヽミテ乳ニ付ク其
数十也綱ヲトホスヘキ料ナリ紫ノ練ノ平絹ノ（ヒロサ）二寸
（幅ナルニ）布ヲ縫ノタヽミタル綱ニテ張之綱ノ長ハ一丈
二尺（定）鎗上官ノ座ニ依テ此軟障ヲ或ハ五帖或四帖副
御簾引之也今ヲ注付タル一帖分也

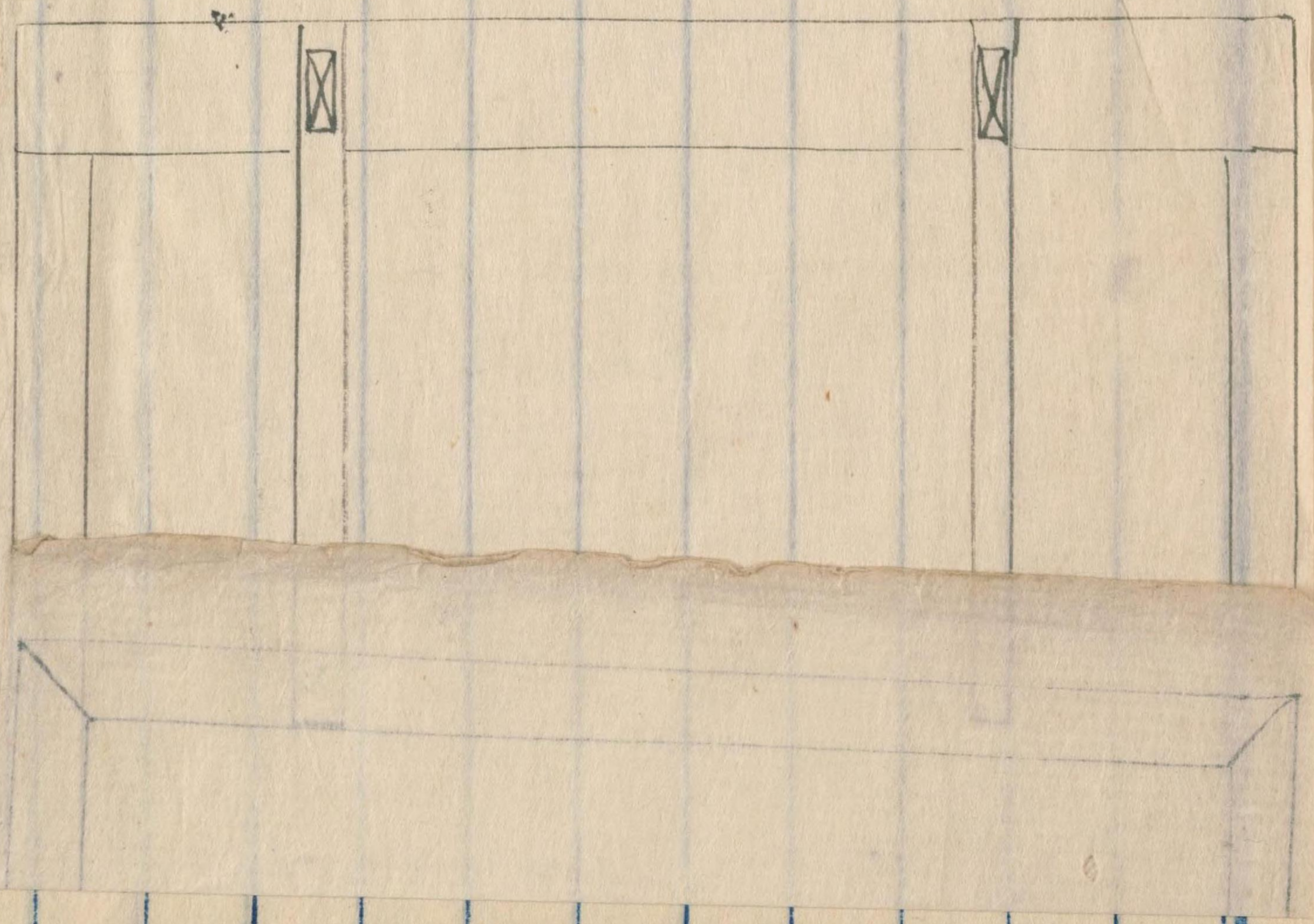

南方　鐸鈴ヲ云　娘附六才　[illegible]
南花齋（往生）
南無　片扇（廿三）

十ム

軟障ノ圖（大小竪横任意格好如是　へり四方紐表裏折返シ云）

中白綾ナリ
高松之画或ハ鷹狩彩
色高松軟障狩軟障

和名抄云本朝式云軟障一條云々（上云）
源氏物語　きぬのそこ云　ぜんちやう云々
細流云　にしよて障子のちやうちやうのあり
修る本ハぜんちやうとある本ありぜちやう
とうとも云々
大饗雑事文抄云
軟障事
面ハ生絹ニ唐繪ヲカク縦様ハ三尺七寸（定）鐵横ハ八
六幅ナリ上下左右ニ綾ヲ紫ニ染テ縁ニ付ク其廣
ハ六寸八分（定）鐵白練ノ絹ヲ裏ニ付ク縁ノ裏ハ紫ノ練
絹ナリ紫ノ綾ハヘリトヲ二寸計ニタヽミテ乳ニ付ク其
數ナセ綱ヲトホスヘキ料ナリ紫ノ練ノ平絹ノヒ呂サ一寸
ノ餘ナルニ布ヲ縫ノヽミタル綱ニテ張之綱ノ長ハ一丈
二尺（定）鐵上官ノ座ニ依テ此軟障ヲ或ハ五帖或四帖副
御笠懸引之也今ノ注付タル一帖分也

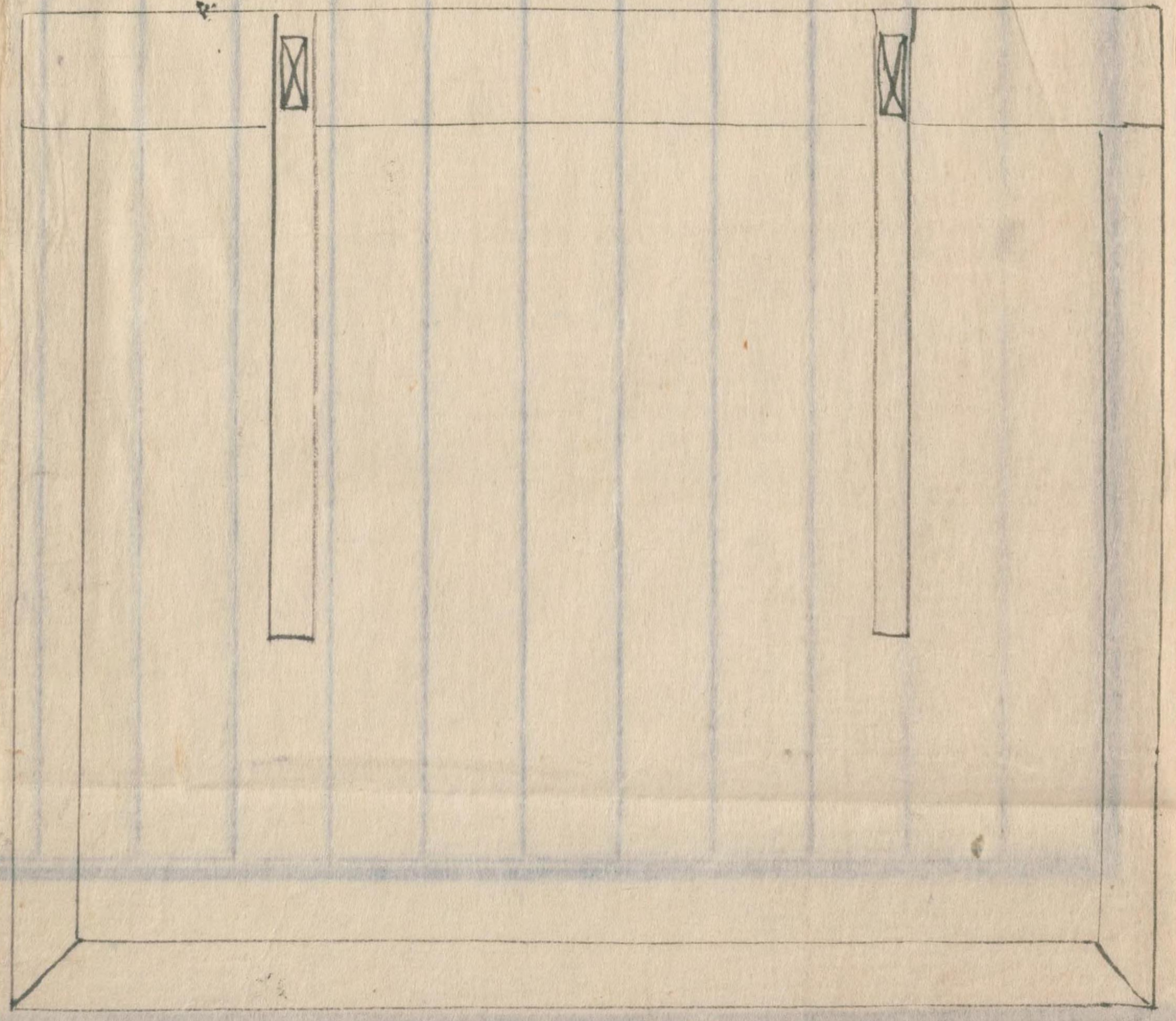

十卅

北辰沙 苐五九

ナウ

十卅

ナノ

なのる四ら尺

ナノリソ
莫鳴菜 和十七ノ九丁

ノリラサネ
名告沙根 五一ノ七オ

名ありてなきものゝ伝 四ノ四ア

なのめならずあしくなり 秋二ノ十一に
ナノカコロノモ

ナヰ 地震神 共本九

ナノ 名乗ノ反シ 文六五 長二三三 貞二ノ七

ナノコ 貞十二ノ廿二

名乗ヨミ 長三五

名乗ヨミ上下ニテ違 長三三三

名乗ニ通リ字 長三ニ七

名乗ニ妄説 長三ニ八

ナノリ 名無 すゑ下 一一二三

名乗ノ負 貞九ノ十七

名乗判 貞九ノ十七

ナノリソ 松二十

ガラス使用

（ナノ）なゐふる夜

莫鳴菜（ナノリソ） 和十七ノ九丁

名告沙根（ノリソサネ） 万一ノ七オ

名ちゝてわちの名残りよのア

第 地震神 （莽十九）

ナノ 名乗 反シ 文六五 長二六三 貞二ノ七 ナノコ 貞十二ノ廿三

名乗 ニトウヨミ 長二六七

名乗 ヨミ名 長二六五

名乗 ヨミ上下ニテ違 長二六六

名乗 通リ字 長二六七

名乗ニ妄説 長二六八

ナノリ 名無 するわ下 一ノ七三

名乗 自負 貞九ノ十七

名乗 判ト 貞九ノ十七

ナノリソ 松二十

十卅

（ナク）

なく　四加四段

なぐ　四加四段

一なぐる　四が中二段　四　四図十七図十九　四段ト云同

なぐる　四加下二段

なくる　四声あをり〜なくる　なしたル物ハ加下二段ノ所

なぐさむ　四加四段

なぐさむる　四加下二段

なくてぞ人ハ恋しかりける平兼ノ八丁

咎筥　けりのア

ナノカん
磯　凧言ヒ
廿九ノ五六
ヨクシく磯術ヲ
セヨ

ナオ

ナク　鳴虫ヨリも

十訓上　今物語六騎

音もセテノミなこそもえ鳴虫ヨリも急ハ先ハナリケレ

奈呉剣免草　録　三三四

なくれるるへそのへのなか　國才　[illegible]　三四

伊勢大[illegible]のへの[illegible]　ろくれる

ナオ

（古）

なやむ 四 五四段 晴

なやむ 四 なやむ

なやらふ 儺

儺の夫

儺やらふ

儺やらひ

儺やらひ その下二モ

ナヤ

ナヤラフ 儺 ひとま貞 来大二ノ九三オ

⑯ あまあく 四 [illegible]後

あまりつ 四 ら後

歴（十六ウ）易 和三ノ十四丁

澤（十六）鳥（十井） 和十七ノ七丁

鯰（十六ツ） 和十八ノ四十一

鯉（十六ツナシ） 和十九ノ五十丁

荊（十六エノキ） 和七ノ九九丁

鈴（十六ハロリ） 和十一ノ八十丁 ヨヨ下一五一

錫（十六ウナリ） 和十一ノ八丁

生蒜（十六ヲモ） 典草式

鯵（十六ハス） 和十三ノ七七丁 ヨヨ下一五〇

生菓子の名も

饅頭（日形ナルヲ云トス） 葛花 白圓して胡麻ヲ附ルモノヲ云

龍餅 龍の形ニヨセル（日形ナル者ヲ云トス） 華環 圓赤キモノヲ云

麺ら餅 雲のいかつる見ル 餅を茨ニ陽タルモノヲ云 羊羹 [illegible] 如ヲ云[illegible]

十七ヲ 海[illegible] ヨヨ下二七五

[獨]三下十九ウ あま[illegible]しろかる人あり[illegible]より八

[彩]あ[illegible]の[illegible]をせて[illegible]もてくる[illegible]て[illegible]

[故]とお[illegible]人[illegible]のくの[illegible]にこえて[illegible] 妹[illegible]のこまもられ[illegible]

[獄]四下廿二オ 人[illegible]ちりくみいあまいつまるや[illegible]うしろを

ナヘ

ナヘ　ナヘナカドミ九

ナヘヅノサラ切　貞三ノ三乙

生成　貞三ノ三

ナヘメカシ　日八七

ナヘヒトエ門上ノ十

鉛筆　邑二ノ百四一オ

□□之 防佐批 三之 めくしもせらうれハ ちけまる あそこ □るまる ものごとく 云の為をあけまるめと なせハ あるかハ人のつくしもあらん

ナケ

なげく 四四四段

なげくし（ナゲキヲ姿久シ 八左四段ノ末）

なげくむ（ナケキヲ姿久ム 八段四段ノ末）

長押（ナケシ）　和十ノ十四丁

（ナゲシアテシテ）

なぞらへの考

ナク　砥石　今二五ノ八

長押（ナケシ）　松二　貞在ノ十九　[徒]　百五　ナゲシニ　尾カケテ　日行　キウ

⑰
ちぶる四段活下二段〔蜻〕〔字〕菊ちぶるちむる　山中二十丁　ちぶトちむる
ちぶる四ち四段　四十五

新撰朗詠集十五丁七夕の条ヽ宮人（代手女悄暁更）懐私之願似而不同墨客乞巧之情
踏（ナブサノく二）ちニ應異ナ九　（弘字林）
と気豁調宝記五ノ十ウにちゞみ海角の蛇おのづからの角なく精きノ余。

北越出板記

高砂
八才ね　ちぶね　去年
大方ちぶると
堆山外

ち　ちトむ　日百二二

ガラス使用

母乃詠 萬路の路のあとをたどりて 魚とける あまの なみ

十二
ちごも四季罷後
ちごむ四季罷後
ちごもり四季罷後
ちごろちくちうまくる哉ありける筆そ 乗丸半字

ちごろ
埼干の埼ころ （おの浦の浦）
名越 （あ川 社）
那古の浦の名浦 （なごの 乙女）

十二 ちごろ 哉 名古屋市 岡崎町 上鍋中一丈三

名護屋山左門 （小笠下 哥舞伎ヲ始ム）
夏越様 （今九ミ） ろのト一一三七

ナフ

ガラス使用

⑫ あえ 山口上卌五丁

ナコ

ガラス使用

（十テ）

瞿麦（ナテシコ） 和サノ十五オ

撫子ナリ 形ハ石竹ニ云ヘリ 紫ヲモテタテノ

冬のあてこと 片扇廿七

撫物 片扇二一

撫物（ナデイレ） 摩テ拭フナル

あつまと日記 三ノ廿七

ナエ

ナテ

ナア

撫物 長七三 貞下ノ廿五 貞十三ノ二

品調二ノ日中行事 明月記 天福元年 十月廿日

撫子ノ掌童 可 張コウバイ うらまりし スハウノウハギ 紅ノカウチキ

瞿麦ン築地ノ上ニ遊ビテ 大鏡五ノ十三ウ あらはなる

瞿麦 衣色 面紅梅裏青 五六月用之

道中ト云 肝石十三ノ五二

瞿麦 なでしこ あはれ 春すぎて咲く草

十五

瞿麥　花山院　来東　（山城名勝志巻之二）

寺部秘訓抄ニ云ク建久二之廿八今日相國禅門密談（花山院殿）

（元事）元是彼法皇御所為ニ板棟門四角ニ植萩ヲ築垣土棟ノ上

殖ニ瞿麥ヲ因准云　今傳絵　（下略）

普聞集ニ云ク貞信公棗を愛し給ひけり、式部卿親王

の家によき棗の木ありけり、其木をおろし侍にやられ

てほりとらせ給ひて御對のあたりの庭に植給ひけり

それよりて其の木をなむ名木とて今にありけり、花山院

おほ殿の三條の中將の時、法性寺殿移給ひて、小一条

坊門爲光の御第なり、土御門内大臣家にせ給ひては、

花山院と俊頼られは、むかし大殿をそこと名付せ給

つけさせ、さりけるおもむき、御のつかひとして給ひける

これハ京洛の雨の足をいとひて、其孫朗のおうちて、此事

の扉をあけられ、お姫様のかりをとりおあかりて、人々あや

しみて其の御をたのみ参らせ、此の持ひの儀の中をさ

うやまひまいらせ、幸に信宗のおとしくまいり候

まへる文を参らせ候つかまつれをいたさせ、又代の中のま

すもの事ゞ宗保殿のものりと幕之をさして学

み給をふせぎたまふ、み宮のつきのごとくハ賜美を

てうきを持ちかゝれバ、もの其ハ多く扱ふを錦

あらわれつるとくなり、見ゆまりてもいの許いあり

とかある御事のや、（大綴同之）

十ウ　情ある人となりて見ん　若紫巻六ウ

拾遺　さえ[illegible]やま[illegible]こゑも静かなる[illegible]

玉葉　年ふれば[illegible]絶え[illegible]人の情の[illegible]　為子[illegible]

新古　見る人の情をかくる[illegible]夕暮の空　[illegible]

玉葉秋下　いにしへの人の情も見ゆる[illegible]秋の夜の月　[illegible]

柳風 さそふんもなけれ ともつやまて秋も静かなる秋の夕くれ 西之

巳星 肩振るつく 歩きて帰るらん人の姿の路の夕暮 荻子貞鼎

閑古 夕暮の姿を見てる秋の野やいかにぞ 夕顔の花 紫之助

巳星 秋下 いろかはりしんの姿を見をるこそとかいつみ（ルミルイヲ） 秋のよの月 西之

（十キ）薙（ナギ） 和一ノ九丁
水葱（ナギ） 和十七ノ十丁

なぎ玉を採く

（水葱 なぎの葉（アヲキ）
こなぎ
うゑこなぎ
なぎの木 梛

菜人のまくらね 玉なぎるなの花（たのみ）

なぎさハめの邪

ナギノ花ノ神輿 日ろ十一
長刀（ナキナタ） 武ク露見 東野州文集新志 三ノ三三
武艶ノ廿六 奥三ノ十オ ウラ三十三
十キネ 若紫 辞大 廿九ウ ろみなるかー〔illegible〕
泣カラ寝ケし

梭キ なぎ作ん 一ノ十六 手の作之 無名 作名無法ノ條 鳴鶴作之 三ノ 梭キノ〔illegible〕ろ度千度カサントコウ思アトニ〔illegible〕

厨刀ナキリカタナ 品ニノ九八オ

泣男杉本左兵衛ノ逸事 栗田寛 國文學 廿九ノ卅五
ナギナタ 薙刀 ステタト 一ノ三五
ナキ人ノ来ル夜 徒然草ノ十ニウオ

帖一 なきつめし名の後ハおろかとけん 右ハなきやなされん〔illegible〕
風雅 春上 なきさ〔illegible〕名の花ものとる〔illegible〕

ナサ

古言 待乳山

かきこおごれこちこせ山の時をきするとの里のまつの影えよ

なきおしれといふ寫本といふ之こちこせ山まちをのさと共にならる謬り不之佗

本類里とかけるもあり又橋とかきてまちのさとと讀るもあり誤也

万葉集にはあめ本にありて又讀みたかし新古集たかしいまは頭之

古今集 散木集にはみる 新句 まちのきとをりゝ贈 [illegible] きちの世の里のまつのゝ絶間に

とありとろうてり

土

古也 四中廿二丁

梱ミ 和十五ノ三丁 梱十三 射風斗 四ノ四十丁

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13　ガラス使用

（ナメ）

なめ 山口下三丁

白痢（ナメ） 雨三ノ十丁

蛞蝓（ナメクチ） 雨十九ノ十丁

儳眷（ナメ） 和十五ノ二丁

ナメ ナメし革 内九六 見十七ノ四七

ナメスキ 見六九

ナミ

仁波（ナミ）カメ 西二ノ百十八 漫幕

こゝろ飛ぶ人（ましれ） 物二ノ十一

ナユ

ナメ

なめ 山口 下三丁

白痢（ナメ） 西三ノ十一丁

蚰蜒（ナメクチ） 西十九ノ十丁

[illegible]（ナメ） 和十五ノ二丁

ナメ ナメし革 内九六 員十五ノ仁七

ナメスこキ 員三ノ九

ナミ

行方（ナメカタ） 西二ノ百十五 漫幕

ナユ

ナメ

（十三）

ちゝ居ゝ ちゝ言ゝ　ちゝいちゝびこ（ハ本居ノ説）

ちゝんゝ 國七 將比疑　ハ本居ノ説

ちゝろむし 山口下 四十二

水淡（十三） 和一ノ七丁

源浪（十三ウ） 和三ノ二丁

承溢（十三ウ 夕かり） 和三ノ二丁

浪のまへの路

唐野の浪り

洞の出

浪のつらゝ

用ゝ淺ゝ作

川の色

波藤 ちゝ岸

〔菊備〕ききくへちゝしの人ちゝちゝは浪の泡のまつとも

いふまおりていちゝりしを

〔古今六帖〕あれいちゝ木の葉もこの葉をいたくち

ちそわらしーの風

〔續〕ちゝちゝ江の風の涼しさは浪まとひてぞ （ーうかゝる）

〔四之〕浪風はさきていちれて 菩のこゝぬは浪の色（もかぬ新撰ほと）（おやしらえ新）

〔新勅撰上〕浪の上をときうつゝゆけは山をさへあらしみちゝる

あらもてとゝてん（思ゝし）

〔拾〕風つよる浪の花は菩の葉もいしらぬものゝえさく（見ゝ）

〔拾〕古浪のあやをとくさくちゝんのおりよせてえすゝさんふ

つゝもちし

仙洞

水邊菊

家 六帖二

水邊菊（ヘノ九）

菊の色にほひて（おゝ怖）ちゝるゝぬるゝ露の志知（杉）あさきやとゝ呼ゝゝ（そゝ）

（思ゝ）

十三キ 並木了四下 二十五二

浪干しさらノ道疑 日吉十六ノ十七

ガラス使用

（ナシ）
梨子（ナシ）和十七ノ三丁
照陽（ナシツホ）舎和十ノ十丁

梨　ホリキさげんちえりぬそとをりひてみゐる
梨地中字オそうへきのと宮さゐせまつるらひるく娘君
れえけまくへきみ侍りめくきゆかと人さ名をえられめなる
（十七母ハ生ノ母也）
鶴岡放生会職人哥合廿ア　蒔絵師　あふことをよそにきしちの
なしうりあけんこまうそちる洞や

十七　梨絵　長三
十七ト云詞無紛ハ　日本十
梨打烏帽子　尚廿一　貞丈ノ八九ヌ八九ウ図アリ
（解三三ウ十条　圓基は云なうつちなる作ふハ打ち居の帽子とてもとと云そう思せり）
梨子のも　枕三ノ一ウ
十五

浪の鼓　古今　日本書十七ウ
浪こ千鳥　星　浪の丸
浪之綿　玉

ナミ

なし

㊆
ちぢく四加四段
ちぢろも四左四段
ちぢくる四加下二段〆

十モ

葈耳（ナモミ）ノ和北ノ九二丁

（十七）

十七ト言内　上一四九

（ナス）
なすひ 四左四段 成し
なすひ 四左四段 化し
なすひ 四左四段 四上二段 国二五 本七 助云
因大 ありそて なすひのなしけなるなるなるのつきくるをみて
うらとくろつきれいつれなる おもなすなひにうへなる人のくつる なるみ
国七ノ五十一 なすそへて 五十へ于ノきとん
四中五十一
なぞらふ 四段
なぞらふる 四段下段
なそら
なすと 如し似し 四口中 九八丁
茄子（ナスヒ） 和十七ノ六丁
那須成高太刀 刀剣一ノ五三 紋ハ瞿し

ナス 茄子 嫁ニ不令喰 十一ノ二八
なすひ 茄子 ゟ三ノ十一
那須若狭 啖くるハ一え
茄 茄子 異乗三 六ノ十五又十七

茄子狩 居諸ニノ才
茄子の一葉に見ん あまりなにノ州にら
奈須国造ノ古碑 永昌元年ハ庚子ノ朱鳥四年トアリツラ好事ノ家ワサトシテ刻ミ名モノナル云々トイフ説ラ 狩谷棭斎之ノ古京遺文ニ説ケリ
（国学院雑誌 六十二ノ八十五）

ナセ

[illegible]

ナス

す

ら 箏（琵琶）

ら 羅 摺集 榊三九 玉の羅（おう）らのへうし（羅表紙）

落花生 ナンキンマメ

郎當　形容整ハヌヲ云　郎達、剌膠（ラウタウ）、言モ也　枕草子紀五ノ七

（邋遢（ラフタフ）ト云）

頼政形　一話一言　十三ノ十　らいぜうどうのことハ源三位頼政ノ作ニ

有り　[illegible]のおもかけを見せたる人ゝみえて其面ヲ見てまねる

後ニ名付テ頼政形（ヨリマサガタ）といふ　（謡言覚記）（謡亭ニ山宮ニ木工頭昌世ノ事）

貞十ノ巳五　源三位頼政ハぬえを射てぬえを射られしことハ雷上動

をしつけ二ツの矢下矢をハ水破（スイハ）兵破（ヒヤウハ）と名づけたり　此弓を雷上

動と[illegible]の羽をもてはぎ兵破ハ山鳥の羽をもてはぎたりと

源平盛衰記ニ見えたり雷上動の弓ハ小松の神主にてえたりける

出て来の文いはる[illegible]知りけり頼政ハ多くの生徒ありけれハ

正徳ハ和歌の事も[illegible]を見て[illegible]あはれなる[illegible]

此頼政の弓を雷上動ハ頼政死してのちけるを頼政の[illegible]

良

みなれてあを生するよしは朽葉をくえつくつきえれしと朽葉
蒼くもれは朽葉のいふあかまゝの蒼きゝうゝは[illegible]朽葉
とおほえすゝものなり[illegible]すさ[illegible]となりて見えし
みなり大きなる人の破の名に異説のあなたをきくてゐるなれい
未だいかにもいそうて朽の色ある蔵の羽をしてうかゞふ又家破は岩
の羽色なりうつとこ〻に岩の尾は異なる文あるて鶴の皮の黄
あるもはつくりまゝらの黒あるやう何かう作て敷羽をなし
今のは岩見模樣の説になりたり

源平盛衰記 十一 十九丁

郎詠集注作 十二九

一鶴の事 [illegible]

[illegible]

[illegible]

みさびてあるを生ずるにはまつ松葉をもつくつきえはそれを羽箒
をこそもちゐれ羽箒はちやのまの□□□□は鶴□羽箒
といふ[illegible]すなはち[illegible]なり
みちのくに[illegible]の名に鷲の羽にて[illegible]あれい
[illegible]の羽の名ある[illegible]又[illegible]
の羽[illegible]の尾にて[illegible]鶴の[illegible]
ある[illegible]の[illegible]何[illegible]羽[illegible]

良部

ラ　羅（ノ字ン平 異也ん下に）　始着礼服　一古宮記一乃　巨□事記

ライ　雷　募ヲ□下　礼服　鏡下一　あ□□□ノ之

擂子　後十　らいらくのぬ　妻女　下ノ上□□

鵜鳥図　故ヲ廿二　三州志　来因根元四ノ廿三オ　らいふく着ヲ　婁□年生　下廿五

礼紙　眞九ノ五　百丁百五二ウ　未子　眞二ノ廿二ウ

礼紙ニ七紙礼五紙礼之紙礼トテ　眞九ノ五　一雷斧　眞二ノ廿三ウ

礼紙ニハ紙礼トテ　眞九ノ六　雷犬　眞二ノ廿五ウ

癩病ヲカタヰトテ　表三七一

駅上動ヲ　眞十ノ廿五　末斬　同年豐後記　十三ノ十七オ　雷

朗詠集註作者　今二八九

古朴生

従来何地となく製するところの落雁といふハ其本を失ひてまゝしきハこれか由来さへ志るものなきに至りぬ　弊店菓子製造の業に従ひてより　茲年をこゝに重ね年毎に工夫をこらし新製の魁のほまれをかうむりつゝありといへとも亦落雁のごとき名ある菓子の實を失ひたる物の沿革の記を忘るといふもあまりて以とをかしからぬべき事なぞはる　昔

後小松天皇の御宇　本願寺の第五祖綽如上人といへるハ宏博の知識にておはせしが北陸巡化の砌人の菓子一折を奉りしを愛でられ其白きが上に黒胡麻のちりあれバ雲の上に雁の落ち来るにさも似たれバ落雁と名づけよやと仰ありてより始めて此名を得　時に上人より　天皇に奉られ　宸賞ましませし事のおちこちに傳ハり当時の流行菓子となりぬ世の人の新らしきを好むハ昔も今も同じ事にて其後ハ或ハ木葉の形となり或ハ梅形扇形などさまざま移りかハり遂にハ其本を忘るゝに至りたるなり今それを吉に憾し永く其實を傳へんとや思ひて此復古落雁を製造り只四角形を改めて古出形をなしたるハ元ゞ菓子なれどもやつがれが以さかへ多く世をそへんたるなるかし

明治廿七年八月吉日

加賀金沢の
正部　復古堂
主人　誌す

癩病ヲカタヰニ云フ　表三七一

一 鷹上勤ヲ　后十ノ八五　未詳
後年墨東化十三ノ十四丁

みなみてあをまちゐるに[illegible]名をつくつきとれとも[illegible]
[illegible]の[illegible]
とよみ[illegible]
みちのくの名に[illegible]のかくれ[illegible]あれい

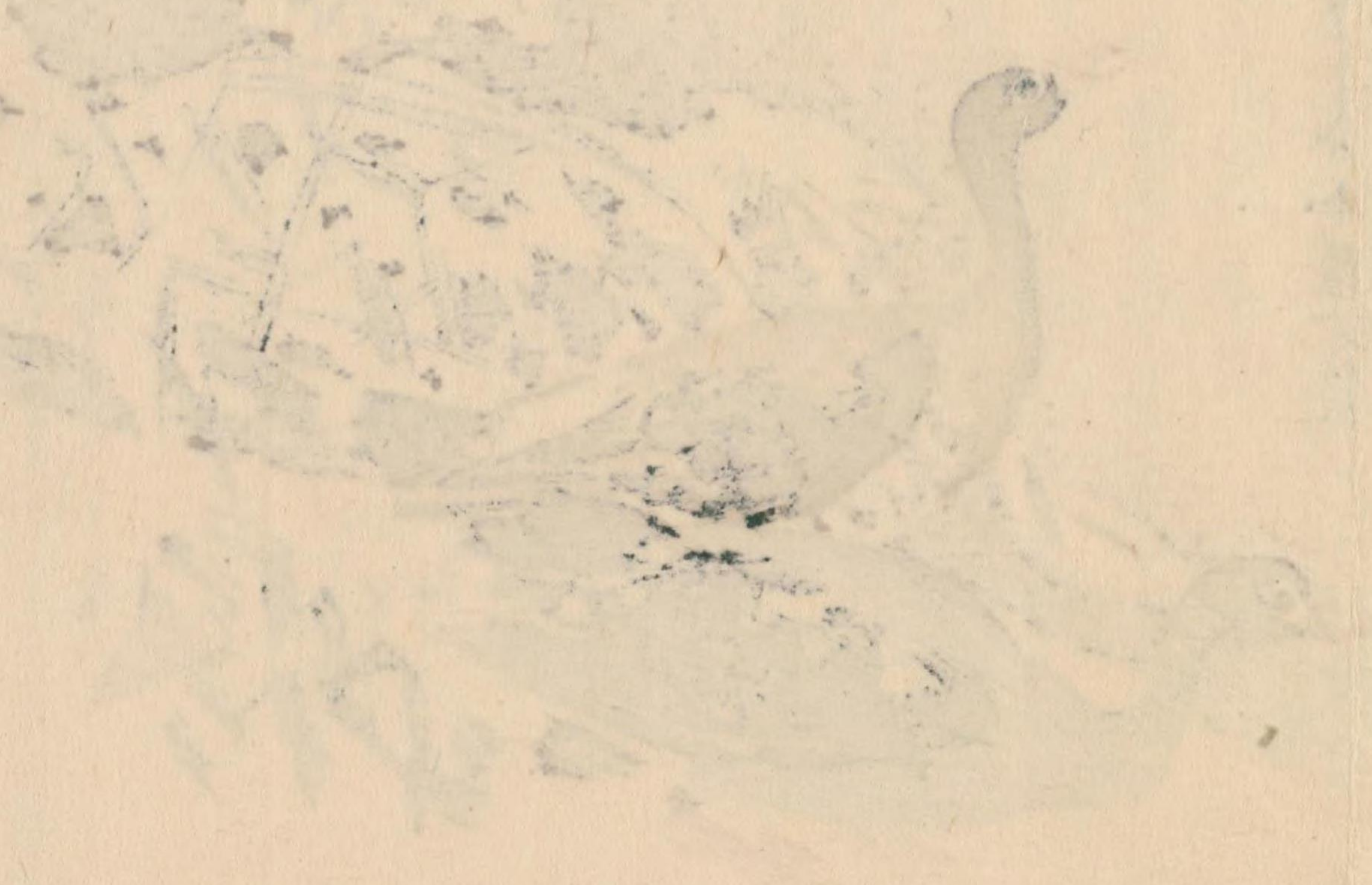

廿五

ラキ 埒子 未 馬埒 未
ラカ 羅漢 後二ノ八
ラム 覧箱 今二十 舳に 貞八ノ十七 品一ノ廿ニウ
濫吹 未 貞十五ノ十六
鸞 雌雄[illegible]十二ノ十オ [illegible]ヲハメトヨメリ
闌界 未
藍尾 未 [illegible]花三ノ廿七
蘭 長二九二
婪尾 啉尾
蘭ノカホリ 後二ノ五
襴ノ寸法 蓮阿作
無襴 直衣 後上廿二
ラウ 郎等 貞三ノ十五
浪人 後五二 貞二ノ九 同二九 舳ろ十五
朗詠 今三二
朗詠集注作者 今二八九
老人雑話 作者 今一七七
ラウチヤ 老茄 桂葉歌 君臺三ノ廿七
老翁物語 上一八二
老女 後廿五

老人雜話作者 今一七に　老茄（ラウキャ） 桂華齋 君臺 三之ノ十七

老翁物尉 上一ハ二　老子 後十五

ラウタキ，後八十

勞療治方 爲廿ウ　勞ヲ施ニサス 後ニサ廿九に

ラテ

螺鈿 呂二ノ八九オ

ラク

落索 去

栗河保 騰人ニ人一そ

落蹲 長二八 今昔 古本十一ノ三七

落儀 新猿楽記 三ろに六ノ八 六條判官 覚悟（ママ） ト云人 廿レサリテノ廿二 落ノアンラノ五二 作リ上云 駱駝ノ庶 ヲ乗白ニ云乞

駱駝 雅古記 七年九月

落款式 續芸叢誌 三十四 自認山人

ラフ

蠟燭 六ノ二九 菁ろ十二 武一五二 貞ケ三十 貞十三ノ廿九 呂二ノ百廿七ウ 又百四十オ

蠟茶 貞六ノ廿五

臘纈 国花十一号 天平古模様臈纈

同上

蠟釘 駱宮ニ騎ル 東瀛譚一ノ九 引儀式

ラテ

螺鈿 後六九 貞八ノ十九ウ

（道）流れろ十五ノ十五

螺鈿硯 螺鈿（）物鈿野 ちろ十六ノ廿ウ 廿二

（由）流れろ十三ノ廿 後村師 ろ十五ノ廿七

螺鈿匣 帖中 貝二ノ十 帖十五

後ナカ丹 フ十三ノ十六

螺鈿釦様々 帖中七

螺鈿細工 桜花存る十八ノ三ウ

㋶ ㋶ア ㋶イ ㋶ウ ㋬ ㋔ ㋕ ㋖ ㋡ ㋘ ㋙ ㋚

埒（託往） 卅四ノ卅八丁

羅（ラ） 船十二ノ十六丁 言ノ形ニ卯ノ言有モ 山口 廿七丁

羅綱紅仙之節 左羅綾衣之忠ヲ上ノ絹 至郎七ノ十七丁

礼服 至郎ノ廿三丁 山野伍種色紅 礼服 至郎七ノ卅四丁

らいの鳥 雷鳥 雷ノ鳥 鶆

雷萼めかしき

信天翁の説

松鉄のう

らうへげ 玉尺 九丁 宇伎 四十三丁 らうそくにて 小花 本ノ十三丁

うろくし

らうがはし 玉尺 廿六丁

信らう 山口下 十五丁

うきのちゃうい 朗詠 貫之 羅綺（ラキ）之為レ重衣一 妬（ネタム）二無情於機婦（キフ）一

そらくそらく 山口下 廿一丁

らく 山口下 廿三丁

らくがきらくそ 至郎八ノ四十四丁

駱駝（ラクダ） 廿七 船十一ノ五丁

欄子 船十六ノ十丁

老人雑話作を 今一七に　老茄（ラウナヤ） 桂苑叢 君臺三之ノ廿七

老嫗和剣 上一八ニ　老子 後十七

ラウタキノ 後ニ十

勞瘵治方 内廿ラ　労の施ニサス 後ろ廿九ノ

羅

らし 回 下廿三丁

そらトおもしトノ差 回 下廿九丁

馬埒（ラチ） 和四ノ十三丁

蝋燭 和十二ノ廿丁

蝋 和十五ノ七丁

蝋紙 [illegible]

ヘ ホ マ ミ ム メ モ ヤ イ ユ エ ヨ ラ リ

羅文 林七ノ白

レ ス セ ソ ヌ チ ツ テ ト ハ ヒ フ

集八ノ十二丁 [illegible]

（謡ノカ十六ケニヨリテ声ヲ抜ルシ乱声ト云 今ノ相撲ノ如クセし）

籃輿 和十八ノ三丁

襴 和十二ノ九丁

欄間 [illegible]

好古叢誌二篇一ノ三十六

乱文（ランモン） [illegible]

老人新話作る　今一七12

老茄（ラウキヤ）　抹茶臺　君臺三之ノ七

老翁相對　上一八2

老子　後十五

ラウタキノ　後に十

翁菊花の　後あサラ

翁の色ヲサス　後あサ九順

らうし　四ら下巻ノ末　四　上十六丁

ちまん羅門　梶セノ四ウ　ぬ古萬葉上四ノ十六　和名抄　門戸具ニ　扃鎖

【順集】兼君詠　蘭［詠］り秋を錦しらず　今く今ハ今をきくやとどめぬらん

【新撰】かくてのミ我思ひらの山ずみハ身ハいつしかくなりぬべらなり（比良山を指ぬとぞ）

【好忠集】世中をうしといひてもいづこにか身をばかくさん思ひわぶればこそ

【拾遺】も穂うしとうちかへし（読人しらず）

一おねばてふじどぢ萩が花ちるあぢきなみでぶどでぢしらうる

【中務】哥しとまれらちりなりなるまことも思ちめ春をとさくらど（さしらかノ意はらクシはら下云共）

【萬葉】せるのねのうけていも衣まるりりまちとりけとみけぬらかける（ウスラカナルニシ題詞ニセテナリ）

【古今】うびしらよましらるへきそ

【萬葉】世中の常の田くるしも中しこそいやらばいそこらぎ云し　哀そ

貴岩図書 卅二丁ウ 用五枚事
用裏紙一加之綴り 以三枚為一之綴 已上五枚也
極貧之体也

らいし【拾芥】二ウ時書一のらいしをもとなそあやしとれらんむろうに堰の名数之なり
【和名】菓子なりとしるしけるにあるらんとなり
【同】螺子又欄子 和名 くろつきの名なる上はめりすけのかたをあらはしける
やうなるものにやあらんとそくろくしける かな 内に未濃 かり足漆 螺鈿
もちくし菓子なりといへるはかなし 内熟室や 浜納や

【土左日記】巻之二 宮内中将兼子 仁和寺の僧 東宮子 ゆくへものするらせ
のぼらいしのゆくへきよう云ける
四ろすぐあるもや むろとこうもはて あるこさきまうすらいしたてまつる
返 寄る一子 むらいし この子来る 如う右しもあらしさるめや
よきりけらいしとつるの かつのみね 漆器部云 欄 音る 雷同 爾
作螺 本草云 欄子 酒器也 とあり らいしと云 音すそ見れハ
この欄子 なき近く かくのおれとも 酒器 くるまのハ生まられされとも
あるけりける同物の螺子 も 音力無可 もまれハ るらしこ 同韻
なれハ すこれを らいしと かむすめ 令るる 破ねの
を出すや いくつめて

蘭（きらゐ群）　久ノ四　無君

宮くにあ歌をもらハ借しゲニ　ふりしらみノ乃すこ

蘭　順集　剥り秋ちし（群）さにゝなく庵ハいのちをそへやうとめぬらん　無之

藤ちり（ふむ群）咋ゝのふの旅臣

同　順集　あつしゐの茶林。のえおりつる身ハ今や人ゐきらん　盛信文（群）

このすりのふの（ふむ群）郎臣のあつし地ハ野の名ふし（しら群）

吟らねハまやありと（あるん群）ゐろせくなしまくゐるのハ名を（花群）（きる八群）

乃ら咲てちもハ名も咲て（て群）身と首子（群）乃ことちるんハなれ（群ここ事アリ）（ことハ八群）

りも（泉群）咄んところ吹く（群）泣れども吹へところ

まくちきは戸とももふつて（を群）名にといる不

いまするしおされり

同刊　泉　おぞるあてしゐれハなとらし泥る身をふゐるそも（や群）　順

831
60
13

ガラス使用

帝國圖書館藏

ガラス使用